

砂川市訓令第22号

令和6年4月1日

市長の特命事項を分掌する職の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

市長の特命事項を分掌する職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

市長の特命事項を分掌する職の設置に関する規程（平成29年訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(2) 防災及び災害対策に関すること

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。